

青森県報

第千百七号

令和八年
八月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業業務委託の支出に
関する事務の委託……………(健康医療
福祉政策課) ……一
- 救急診療所の設置……………(医療業務課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞……………(建築住宅課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(地域企業
支援課) ……二
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

告

示

青森県告示第四百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
東武トップブザーズ株式 会社青森支店	青森市古川二丁目二〇の六A Q U A 古川二丁目ビル二階	令和 八・七・三	令和 八・七・三

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年七月二十二日から同年十二月三日まで

青森県告示第四百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
まつくらレディース クリニック	青森市浜館五丁目一の二二	令和十一年八月二十一日

青森県告示第四百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町一七七 竹越 良成 西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦一七三の六 村上 健作	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区のうち、大字追良浦、大字横磯及び大字の区域	小型・定置漁業、たいぶり定置漁業、内水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としておとりをとる漁業及び総トン数十トン以上の船舶により行なう底びき網漁業
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の四〇三 北栄水産 下北郡東通村大字小田野沢字畑浦七 大黒水産	白糠区域及び小田野沢区域の漁業協同組合の地区及び小田野沢漁業協同組合の地区のうち、小田野沢漁業協同組合の地区	小型定置漁業及び内水面において水面に於いて底びき網を水中に定置して営む漁業（以下「底びき網漁業」という。）の地区の者が行う漁業

青森県告示第四百五十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定による聴聞を次のとおり行うこととしたので、同条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

被 聴 聞 者	聴 聞 期 日	聴 聞 場 所
中野渡健一	令和八年八月二十八日 午前十一時	青森市長島一丁目の一 青森県庁北棟三階県土整備部会議室

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア戸山店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森市大字駒込字蛸沢四八の一八六 外
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三

三 市町村の意見の概要

- 1 定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラー等を設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であるため、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。（指針二二（一）①）
- 2 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施方法や時間帯等について十分配慮すること。（指針二二（一）②）
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

五 意見書の提出なし

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年八月二十一日から同年九月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年八月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年八月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称 住所又は所在地	市町村 大字 字 番地

本 久利	青森市	青森市	浪岡大字女鹿沢	西富田	18番	ほか3筆
佐藤 広治	青森市	青森市	浪岡大字女鹿沢	西富田	2番5	
林 久利	青森市	青森市	浪岡大字本郷	平岡	34番	
鎌田 啓治	青森市	青森市	浪岡大字本郷	松元	208番10	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
藤田光彦後援会	藤田 光彦	藤田 光彦	三沢市桜町二丁目一の一の二四	令和八・七・九
神田潤一三戸町後援会	足澤 勝則	手塚 克則	三戸郡三戸町大字川守田字寺ノ沢二五の一	八・七・三

会斗賀高太郎後援会	鈴木 かく子	鈴木 幸太	上北郡東北町字上笹橋一七	八・七・三
中野訓之後援会	中野 訓之	中野 訓之	青森市東造道二丁目一〇の一八	八・七・四
青森市社会福祉政策研究会	木津谷 春樹	鎌田 珠美	青森市西大野三丁目二の五	八・七・七
木津谷春樹後援会はるの会	木津谷 春樹	鎌田 珠美	青森市西大野三丁目二の五	八・七・七

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年異 月日動
自由民主党藤崎町支部 (小野 稔)	代 表 者 会 計 責 任 者	小野 稔	石澤 貴幸 中田 祐介	令和 八・七・一
立憲民主党青森県参議院選挙区第1総支部 (田名部 匡代)	会 計 責 任 者	八木 歳博	田名部 政志	八・七・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年異 月日動
--------------------	------	---	---	-----------

青森県医師連盟 (高木 伸也)	会 計 責 任 者	近藤 博満	齋藤 吉春	令和 八・六・三
中田博文後援会 (須藤 文明)	主たる事務 所の所在地	黒石市末広八九 の三〇	黒石市青山九六 の八	八・七・三
敬友会 (立花 敬之)	代 表 者 会 計 責 任 者	須藤 文明	佐藤 辰己	八・七・三
立花敬之後援会 (柳沢 喜一)	会 計 責 任 者	西谷 正章	福山 フジエ	八・七・三
阿部広悦後援会 (阿部 広悦)	会 計 責 任 者	佐々木 雅督	花田 均	八・七・六
日本薬業政治連盟 青森県支部 (細川 直純)	代 表 者 主たる事務 所の所在地	佐々木 直純	鈴木 孝雄	八・七・二〇
熊谷雄一後援会 (石橋 伸之)	代 表 者 会 計 責 任 者	溝江 馨	島倉 米男	八・七・七

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政治団体の名称		代表者氏名	解散年月日
自由民主党青森県南津軽郡第二支部		阿部 広悦	令和八・七・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
佐々木勝見後援会	日向端 猛	令和八・六・二五
ふるさと新生塾	阿部 広悦	八・七・七
藤田光彦後援会	藤田 光彦	八・七・九
おさないいずみと縁の会	小山内 いずみ	八・七・二五

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間
藤田 光彦	三沢市議会議員	藤田光彦後援会	三沢市桜町二丁目一一の二四	令和八・七・九
木津谷 春樹	青森市議会議員	青森市社会福祉政策研究会	青森市西大野三丁目二の五	八・七・二〇

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和八年八月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿部 広悦	ふるさと新生塾	令和八・七・七
藤田 光彦	藤田光彦後援会	八・七・九

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭